

現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、常陸太田市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、現場代理人の常駐義務の緩和を行い、兼務を認めることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす工事については同一の現場代理人が兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- (1) それぞれの予定価格が2,500万円(税込)未満(建築一式工事にあつては5,000万円未満)であること。
- (2) 合計2件までの工事で、市が発注する工事であること。ただし、国又は他の地方公共団体等発注工事においても、当該発注機関が兼務を認める場合には兼務ができるものとする。
- (3) 兼務できる旨の示された工事であること。

2 同一敷地内における関連工事又は隣接する現場の関連工事については現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、この場合には前項の規定は適用しないものとする。

(兼務の条件)

第3条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、兼務を認めるものとする。

- (1) 兼務するそれぞれの工事に連絡員を定め、発注者との連絡に支障を来さないこと。
- (2) 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。

(手続き)

第4条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、現場代理人兼務届(様式第1号)を各工事担当課へ提出するものとする。

2 工事担当課は、前項の現場代理人兼務届を受理した場合は、当該書類の写しを速やかに契約管財課に送付する。

(契約変更)

第5条 第2条第1項の兼務を認める対象工事において、契約変更が生じたことにより、1件の請負金額が2,500万円(税込)以上(建築一式工事にあつては5,000万円以上)となった場合においても、引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。ただし、現場代理人が主任技術者を兼務している場合は、現場代理人の兼務を認めないものとする。

(留意事項)

第6条 現場代理人を兼務したことにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事と認められる場合、市は現場代理人の兼務の取消しや新たな現場代理人の配置請求を行うものとする。この場合において、工事成績へ反映するとともに、指名停止など必要な措置をとる場合がある。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。